

上越市「週休2日取得モデル工事（交替制）」（令和6年4月試行）

実施要領【土木工事】

1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当）の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう週休2日（4週8休相当）を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得モデル工事」の試行を実施してきたところである。

更に週休2日（4週8休相当*）の浸透を図るため、現場閉所することが困難な工事を対象に技術者・技能労働者（以下労働者という）が交替しながら週休2日を取得する「週休2日取得モデル工事（交替制）」を導入し、本要領により試行する。

※ 4週8休相当とは、対象期間において28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 発注方式

(1)発注者指定型

発注者が工事を「週休2日取得モデル工事（交替制）」に指定して発注する方式。発注者指定型の場合は、受注者は労働者の4週8休相当以上の休日に取り組むものとする。

(2)受注者希望型

工事着手前に受注者が「週休2日取得モデル工事（交替制）」に取り組む旨を発注者に協議し、労働者の4週8休相当以上の休日取得に取り組む工事。

3 適用日及び概要

令和6年4月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う土木工事に適用する。

当初設計額が1,300千円以上で社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所における週休2日の取得が困難なために交替で休日を取得せざるを得ない土木工事に適用する。

発注者指定型及び受注者希望型の概要は下表のとおり。

	発注者指定型（発注時）	受注者希望型（変更時）
対象工事	原則、入札の公告又は指名通知を行う工事 当初設計額1,300千円を超える工事	契約後に受発注者協議により、交替制に取り組むこととなった工事で、当初設計額1,300千円を超える工事
補正方法	当初設計書に「4週8休相当以上」の補正を行い、労働者の「4週8休相当以上」の休日取得を達成できない場合は設計変更により減額変更する。	労働者の「4週8休相当以上」の休日取得を達成した場合は、設計変更により変更する。
特記仕様書	当初設計書に「週休2日取得モデル工事（交替制）発注者指定型」の特記仕様書を添付する。	変更設計書に「週休2日取得モデル工事（交替制）受注者希望型」の特記仕様書を添付する。

4 試行対象工事及び試行対象外工事

(1) 試行対象工事

原則、入札の公告又は指名通知を行う工事のうち、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所における週休2日の取得が困難なために交替で休日を取得せざるを得ない土木工事を対象とする。ただし、受注者が「現場閉所型」の週休2日取得に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が「工事の目的を達成できる」と判断できる場合に「現場閉所型（受注者希望型）」の試行対象工事とすることができる。

なお、以下のような工事を現場閉所による週休2日取得困難な工事として想定している。

- ア 土日祝日等の休日に作業が必要となる工事
- イ トンネル工事等で昼夜問わず24時間体制での作業が必要となる工事
- ウ 現場条件や供用日までの制約がある等、現場閉所による週休2日取得が困難と認められる工事

(2) 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事（交替制）」に適しないと判断した工事は対象外とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- ア 緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- イ 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

なお、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」で発注したもの及び試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」（交替制）制度に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。

（例）現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

5 「週休2日取得モデル工事（交替制）」の試行内容

現場閉所することが困難な工事において、労働者が交替しながら原則完全週休2日[※]を取得することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

ただし、やむを得ず完全週休2日の休日を取得できない場合は、振替休日により週休2日（4週8休相当以上）の休日を取得するものとする。

※ 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

6 試行の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・標準単価・現場管理費率とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、技術者（下水道）とする。

(1) 工事発注時（発注者指定型）

ア 発注者は「4週8休相当以上の休日取得を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費・現場管理費率に乗じて予定価格を算出する。補正係数は以下のとおり。

【4週8休相当以上：休日取得率（28.5%以上）の現場閉所を達成した場合の補正係数】

・労務費 : 1.05
・現場管理費率 : 1.03

イ 設計書に「『上越市週休2日取得モデル工事（交替制）』（令和6年4月試行）発注者指定型特記仕様書」を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

ア 発注者指定型

(7) 契約後速やかに「週休2日取得モデル工事（交替制）」発注者指定型であること及び実施に向けた課題有無を受発注者で確認する。

(イ) 課題がある場合は打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

イ 試行対象外工事（受注者希望型）

- (7) 受注者は「週休2日取得モデル工事（交替制）」を希望する場合は、契約後速やかに打合せ簿により監督員と協議を行う。
- (4) 協議が整った場合は、「週休2日取得モデル工事（交替制）」受注者希望型の特記仕様書により実施する。

(3) 初回打合せ～実績確認

- ア 受注者は、施工計画書の提出時に、交替制で労働者が週休2日の取得が確認できる工程表※（任意様式）を監督員へ提出する。
労働者が4週8休相当以上の休日を取得する計画を原則とする。
- ※ 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないように、留意すること。
- ※ 「週休2日取得モデル工事（交替制）」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。
- イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事（交替制）」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、労働者休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。
- オ 受注者は、様式1「週休2日取得モデル事業（交替制）」労働者の休日取得確認表を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
- カ 発注者は、労働者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【休日取得の確認方法】

確認方法は様式1「週休2日取得モデル事業（交替制）」労働者の休日取得確認表」を使用して確認することを施工計画書に明記し、工事着手前に監督職員と協議する。

【対象者】

施工体制台帳に載っている元請及び下請の全ての労働者のうち、当該現場での勤務期間が連続7日間以上（休日を含む）の労働者を対象とする。

休日取得率（％）＝全対象者の「休日日数」÷全対象者の「勤務期間」

- ※1 休日取得率は少数第2位を四捨五入する。
- ※2 「勤務期間」とは、連続7日間以上（休日含む）の勤務期間をいう。
- ※3 「休日日数」とは、連続7日間以上（休日含む）の勤務期間中に取得した休日をいう。なお、勤務期間の初日と最終日が休日となる場合は当該日も勤務期間に含めるが、休日が施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は休日として取り扱わない（施工体制台帳に記載されている工期外の勤務は建設業法違反）
- ※4 当該現場での連続7日間以上（休日含む）の勤務期間が複数存在する労働者は、それぞれの機関で休日取得率を算出する。なお、連続7日間未満（休日含む）の期間は、休日取得率算出の対象外とする。
- ※5 年末年始休暇や夏期休暇を取得する労働者は、年末年始休暇では6日間、夏期休暇では3日間を勤務期間及び休日日数から除いて休日取得率を算出する。

また、この他に勤務期間及び休日日数から除く期間は以下の期間とする。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

(4) 積算方法

労働者の休日取得率が4週8休相当以上の標準単価を計上するとともに以下の表に基づき、労務費・現場管理費率に該当する補正係数を乗じる。労働者の休日取得率が4週8休相当未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

休日取得率	4週8休相当以上 (28.5%以上)
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

(5) 竣工検査

ア 受注者は、上記6(3)オで監督員に提出済みの様式1「週休2日取得モデル工事(交替制)」労働者の休日取得確認表を竣工書類に添付する。

イ 発注者は、以下のように加点を行う

※ 週休2日(4週8休相当)のみが加点対象となるため、留意すること。

労働者の休日取得率が4週8休相当以上を達成した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫	社会性	合計得点
休日取得率が週休2日(4週8休相当)を達成		
+3点(+1.2点)	+5点(+1.0点)	+2.2点